

## 2015（平成 27）年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）の推計方法について

平成 27 年 10 月 28 日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

「毎月勤労統計（速報）」（厚生労働省）の公表日が変更<sup>(※1)</sup>されたことに伴い、2015（平成 27）年 7-9 月期四半期 GDP 速報以降の 1 次速報値の供給側推計の段階では 3 か月目の値が得られなくなる。そのため、供給側推計において当該統計を用いて推計している品目については、以下のとおり、欠落月の補外推計を行うこととする。

なお、「毎月勤労統計（速報）」は雇用者報酬の推計にも用いているが、同推計の段階では、3 か月目の値が得られるため、推計方法の変更は行わない。

(※1) 「毎月勤労統計」の 2015（平成 27）年 9 月速報値の公表は 11 月 9 日予定。

### < 「毎月勤労統計」を用いて推計している品目の補外方法（供給側推計） >

— 「推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）平成 17 年基準版  
（平成 24 年 11 月 8 日（平成 27 年 4 月 28 日一部改訂）」  
参考 4 QE 推計に利用する主な基礎統計（該当部分抜粋） —

品目		推計に使用している項目	補外方法 (下線部分が変更箇所)
59	建設（付加価値額）	きまって支給する現金給与額（建設業・事業所規模 5 人以上）	最初の 2 か月の前年比を当該四半期の前年同期の伸びとして補外推計 <sup>(※2)</sup>
63	廃棄物処理	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（廃棄物処理業・事業所規模 5 人以上）	
68	不動産仲介及び賃貸	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（不動産業・事業所規模 5 人以上）	
79	教育	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（教育、学習支援業・事業所規模 5 人以上）	
80	研究	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（学術研究機関・事業所規模 5 人以上）	
86	その他の対事業所サービス（細品目で推計）	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（専門サービス業、その他の対事業所サービス業・事業所規模 5 人以上）	

(以 上)